

【猟銃用火薬類等の帳簿の管理について】

猟銃の所持の許可を受けた者は、内閣府令で定めるところにより実包の管理状況を記録する帳簿を備えておかなければなりません。この帳簿には、当該猟銃に適合する実包を製造し、譲り渡し、譲り受け、交付し、交付され、消費し、又は廃棄したときは、それぞれ記載事項（内閣府令第87条第1項）を記載し、最終の記載をした日から3年間保存しておかなければなりません。（内閣府令第87条第3項）この規定に違反し、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者は処罰されます。

猟友会にて交付された

『 猟 銃 用 火 薬 類 無 許 可 譲 受 票 』

で購入・消費した装弾も、同様の取扱いが必要となります。